

(3) 交通動線に沿って形成される風景についての方針

道路 沿線

- 市外から市の中心部への主要なアクセス道路は、来訪者を迎える「ゲートライン」と位置づけ、その沿線を美しく保ちます。沿道に何かを堆積する場合には、緑化等で目隠しをするなど景観に配慮します。
- 歴史的な遺産や集落を結ぶ昔からの街道は、来訪者の「人吉探訪ルート」と位置づけ、その沿線を美しく保ちます。沿線に面する柵や塀は高さや位置を工夫して、解放感のある魅力的な景観を目ざします。
- 集落や住宅市街地の中を通る道は、市民の「通り庭」と位置づけ、その沿線を美しく保ちます。無秩序な駐輪駐車、置き看板や放置看板をなくすよう努めます。



織月大橋から中心部を見る



曙橋から中心部を見る

鉄道 沿線

- 市外から市の中心部への鉄道の車窓から見える風景を、美しく温かいおもてなしが感じられるよう、工夫を行います。
- 車窓からの風景が美しいことで知られる地域（大畑や矢岳など）では、視界を妨げる樹木を整理して美しい眺望を維持できるよう努めます。



人吉へのゲートとなる矢岳駅に向かう

集落や 市街地 内の小路や街 路沿線

- 建造物の耐久性や美観に対する日頃の点検を行い、適切な更新・維持・修景に努めます。
- 公共施設や宅地等の敷地内のオープンスペースにできる限り緑化を行い、周辺環境にうるおいを与えます。
- 隣接する建物と壁面線や高さをそろえ、共通する材料・色を使用する等、街並みの調和に配慮します。
- 道幅に応じて、落ち着いたまとまりのある意匠・形態に配慮します。



人吉旅館近く、球磨川沿いの歩道を歩く

駐車場

- 駐車場には安全性に支障のない範囲でできる限り緑化を行い、周辺環境にうるおいを与えると共に、夏の暑さを和らげる効果を高めます。

1. 目標（期待される効果）

人吉への来訪者は、山の稜線に囲まれ、球磨川を中央に望むこの区域の風景に対して、そこに流れている時間の深みや、風景に対する市民のきめ細かな気遣いを感じ取ることができるようになります。

人吉市民は、この区域の現在・過去・未来について誇りと自信をもって語るができるようになります。

地勢的景観としての効果

川の両岸や橋から眺望される球磨川本支流沿線には、ランドマークとなる樹木が育ち川沿いの道を草花が彩るようになります。

社会的景観としての効果

施設等の整備、更新、遺産の保全等を進めるに当たっては、伝統技術が継承されていく機会が増えます。

歳時記的景観としての効果

青井阿蘇神社、人吉城跡、中川原を含む区域は、催事の舞台として映えるよう、華美な色彩の使用が控えられるようになります。

日常的景観としての効果

既存水路沿線の修景や暗渠化した水路の開渠化への努力をしている個人、地区、団体の活動が活発化します。

2. 景観形成地域の範囲を指定する基準

景観形成地域は以下の全てを満たすものとします。

基準①

市民の最も強い関心が向けられている球磨川を軸として、そこに架かる橋から眺望される範囲であること。

基準②

人吉市中心部への主要アクセスルートに当たり、人吉を訪れる人に到達感を与える橋によって区画される範囲であること。球磨川本流の織月大橋と曙橋がそれに該当する。

基準③

日本遺産や市民から挙げられた景観資源が多数存在している範囲であること。

基準④

熊本県が指定している人吉市景観形成地域の趣旨と矛盾しないこと。

基準⑤

歩行圏として無理のない広がりを持ち、区域の全体像が把握しやすい範囲であること。



織月大橋



曙橋

3. 景観形成地域の指定：球磨川河畔景観形成地域

上記の基準を満たす地域の範囲を次の図のように定めます。

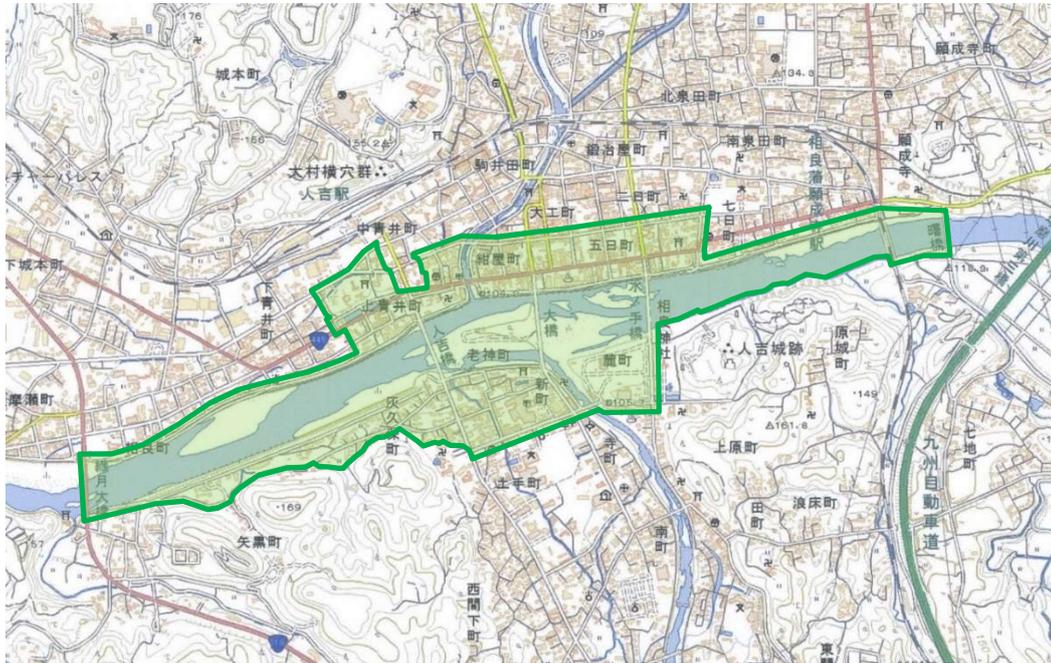


図3-6 球磨川河畔景観形成地域

4. 方針

以下の4つを景観形成の基本方針とします。

<p style="text-align: center;">方針① 眺望への 配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○球磨川に架かる橋からの山並みへの眺望は人吉特有の景観であることから、建物の高さや形態は山の稜線の連続性を分断しないように配慮します。 ○人吉城跡、村山台地、蓬莱山から市街地を眺められることを意識して屋根や屋上、外壁のデザインに配慮します。 	
<p style="text-align: center;">方針② 歴史・文化 への敬意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本区域はおくunchi祭り、お城祭り、花火大会などの舞台であることから、伝統行事の歳時記的景観を守るために、のぼり旗や祭りの衣装に用いられる色彩の使用をできる限り控えます。 ○町湯(温泉) 界限には散策に適した路地があり、町湯の施設と共に維持・保全に努めます。 	
<p style="text-align: center;">方針③ 地域の生産 技術や職能 への敬意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○区域内には伝統的な職人町や職人の工房があることから、職人の技術や助言を積極的に活かします。建築物や工作物には木材や石、鉄などの自然素材をできる限り多用します。 	
<p style="text-align: center;">方針④ 歩いて 楽しい風景 づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公共の場から見えるスペースや、交差点の角地、橋詰めには、歩行者が歩いて楽しい空間を創出するため、交通安全に支障のない範囲で植樹や緑化を行います。 	

1. 目標（期待される効果）

市民も来訪者も美しい重点地区群を巡ることによって、「“美しき千年都市ひとよし”の風景」が球磨川に流れる水によって織りなされていることをはっきりと認識できるようになります。

地勢的景観としての効果

山並みや球磨川の眺望を妨げる人工物が減少します。

社会史的景観としての効果

歴史・文化的に意義のある施設が維持・保全され、老朽施設や空き家の更新・除却、未利用宅地の活用が促されます。

歳時記的景観としての効果

来訪者の視点を大事にし、年中行事に使用される施設や工作物、空間、樹木や花が適切に管理されます。催事の幟・装束などが舞台上美しく映えるよう、目立ちすぎる色や材料を使った人工物の設置が控えられます。

日常的景観としての効果

住民の定める取り決めにしたがって、水路や池、洗い場、ごみ置き場などを清潔に美しく保たれます。

2. 景観形成重点地区を指定する基準

景観形成重点地区は以下の全てを満たすものとしします。

基準①

「風景の核」となる優れた要素が存在します。
(風景の核として、例えば歴史的な建造物や天然記念物等の要素が挙げられます)

基準②

「風景の核」のまわりに存在する景観要素が、核となる要素と調和することによってその一帯が好ましい雰囲気を作り出すことができます。

基準③

「風景の核」と最寄りの水辺を結ぶ経路があり、訪問者はそこを回遊・散策することができます。

基準④

草木、行事などに季節的な特徴や魅力があり、そこを訪れる動機になります。

3. 景観形成重点地区を指定する流れ

(1) 地区の範囲の指定方法

申請者は以下に示す手順に沿って申請する地区の範囲を明確に示す必要があります。

手順1

「拠点」の指定：
核となる景観資源の存在する地点を「拠点」として指定します。

手順2

拠点を球磨川につなぐ「道筋」の指定：
「拠点」とその近傍の球磨川の水系を結ぶ「道筋」を指定します。

手順3

景観形成活動の主体となる「集落や地区」の指定：
「拠点」と「道筋」が含まれる区域一帯の「集落」や「地区」を景観形成活動主体として指定します。

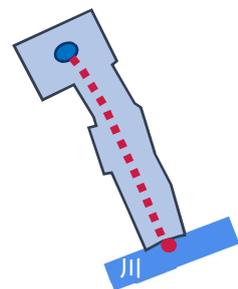


図3-7 重点地区の範囲指定方法

(2) 手続き

重点地区の「候補」の中から重点地区の「指定」を受ける場合、次のような手続きとなります。

手続1 《申請》

景観活動を目的とした地区住民の団体が、市に重点地区指定の申請を行います。

手続2 《審査》

景観審議会が次の点について審査を行います。

- 1) 当該地区住民が、重点地区の目標や景観形成基準の方針に賛同できる。
- 2) 当該地区に、定期清掃や花植え等の美化活動や景観活動に携わる実働組織が存在する。

手続3 《指定》

審査結果に基づいて、市長が指定を行います。

4. 景観形成重点地区の候補

以下の写真に示す景観資源を核として今後、景観形成重点地区を設定していくことが考えられます。



青井阿蘇神社※



鍛冶屋町通り



人吉城跡※



堤温泉※



鶴亀温泉※



元湯※



願成寺温泉※



新温泉※



人吉旅館



老神神社※



永国寺※



芳野旅館



中川原公園



くま川下り発船場



人吉駅



願成寺※



相良家墓地※



大信寺※



石水寺



井口八幡神社※ (井ノ口集落)



岩屋熊野座神社※



鹿目滝 (鹿目集落)



田野わらび山 (田野集落)



田代溝 (田代集落)



矢岳駅 (矢岳集落)



大畑駅



大村横穴群

※印は日本遺産を表します。

なお、これらの候補地区の範囲設定の例を「付属資料3」に示しています。

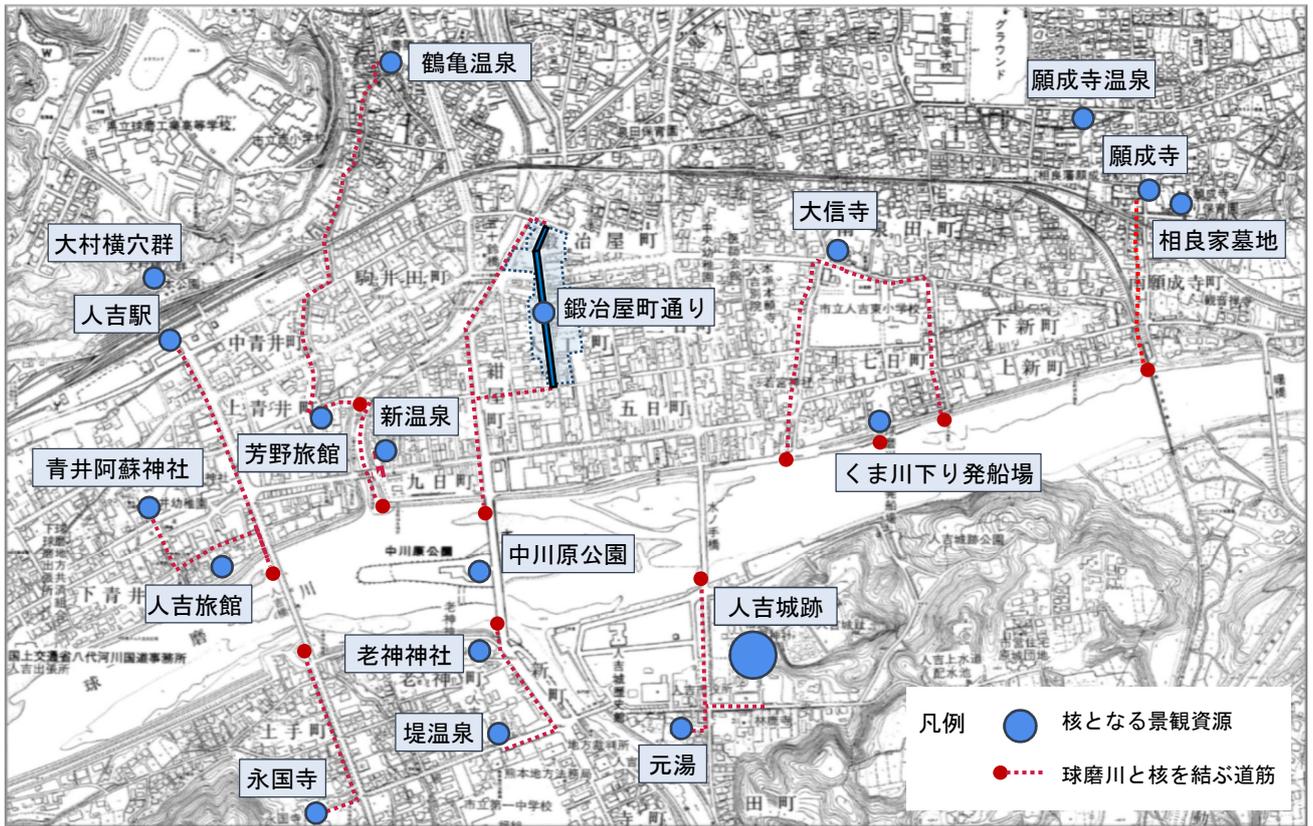


図3-8 景観形成重点地区候補の分布（市街地）

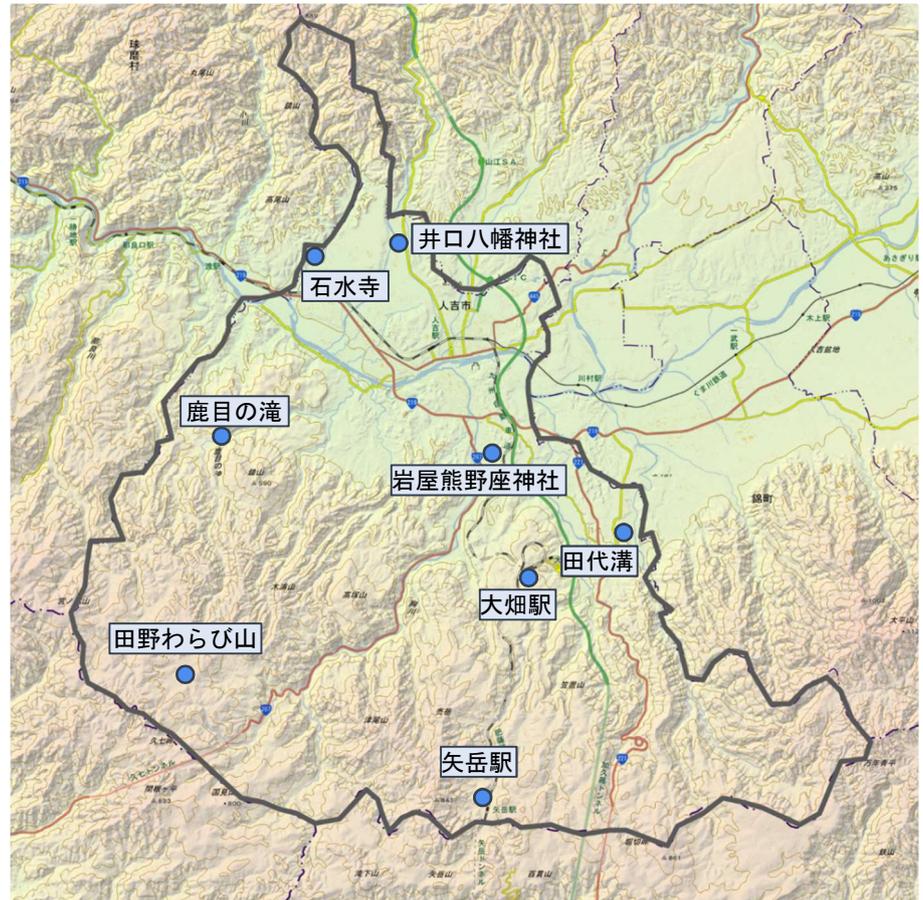


図3-9 景観形成重点地区候補の分布（郊外）

5. 景観形成重点地区の指定：青井阿蘇神社周辺地区

景観形成重点地区の候補の中から、住民の支持が強く特にふさわしい地区と判断される青井阿蘇神社周辺地区を指定します。その理由は以下のとおりです。

- 1) 国の重要文化財（国宝）であり、日本遺産認定要素でもある青井阿蘇神社という「風景の核」が存在します。
- 2) 青井阿蘇神社の周辺は比較的静かで、昔ながらの風情をもつ建物もあり、一帯として歴史を感じさせる地区と言えます。
- 3) 人吉駅から球磨川に向かっての通り、青井阿蘇神社へ至る通りは訪問者が訪ね歩くルートになっています。
- 4) 青井阿蘇神社は人吉を代表する観光拠点であり、10月のおくんち祭りも訪問者を惹きつける行事と言えます。



図3-10 青井阿蘇神社周辺重点地区



禊橋から楼門方向を見る



禊橋から球磨川方向を見る



球磨川対岸から神社方面を見る

6. 方針

以下の3つを景観形成の基本方針とします。

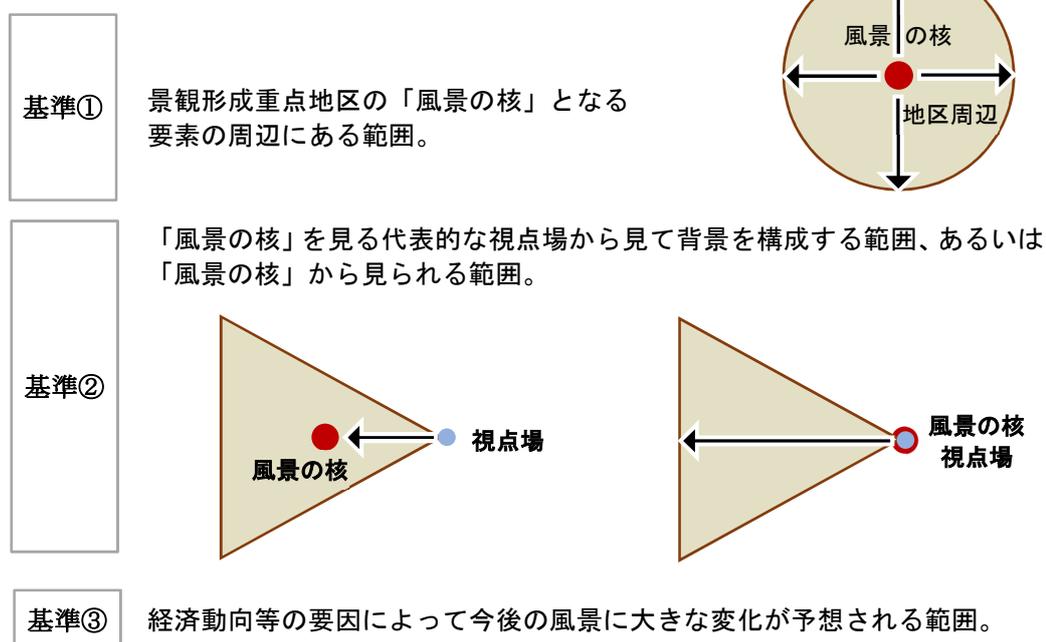
- | | |
|-------------------------------|---|
| <p>方針①
青井阿蘇神社に対する配慮</p> | <ul style="list-style-type: none">○風景の核である青井阿蘇神社に対する配慮として、参道にあたる蓮池の禊橋から楼門や拝殿、神社の森の背後に建造物が見えないように保ちます。○神社周辺の広告物や電線、ゴミ集積場等で神社の美観を妨げないこととします。○神社周辺を門前町的な雰囲気を持つ場としていくこととし、蓮池と球磨川に挟まれたゾーンはそれにふさわしい土地利用と道路形状の改善を誘導していきます。 |
| <p>方針②
伝統的木造建築物に対する配慮</p> | <ul style="list-style-type: none">○建物や広告物の意匠、形態および色彩は、既存の有形登録文化財との調和に心がけ、文化的雰囲気を引き立たせる落ち着いたものとします。○既存建物が更新される時は、木造とすることや外装にも木材を使用することに努めます。 |
| <p>方針③
訪問者に対する配慮</p> | <ul style="list-style-type: none">○訪問者が人吉駅から青井阿蘇神社へ向かうルートや、球磨川へ向かうルート上の交差点などには、盆地特有の夏の暑さを和らげる木陰をつくり出し、夜景や朝霧にけむる風景の情緒を高める外灯の色やデザイン、高齢者や外国人観光客にも認識しやすい案内サインを整えることとします。 |

1. 目標（期待される効果）

風景の核となる大切な景観要素は、その背景や周辺の眺望も含めて良好な状態にあることでその価値が保たれます。特に景観形成重点地区内では、その核となる要素の背後に遠景として見える地区外の景観要素が及ぼす影響が大きいと考えられる場合には、眺望保全地区を定めることによって重要な視点場から見る景観に対する悪影響を抑えることができます。

2. 眺望保全地区を指定する基準

眺望保全地区は以下の全てを満たすものとします。



3. 眺望保全地区の指定：青井阿蘇神社眺望保全地区

上記の基準を満たす地区として青井阿蘇神社北側の地区を指定します。その範囲は青井阿蘇神社の境内にあたる土地を包含するものとします。

4. 方針

以下の2点を景観形成の基本方針とします。

方針① 青井阿蘇神社の正面からの景観を守り、神社の神聖さに対する敬意を表すために、神社の後背地の建物の高さを制限します。

方針② 高さ制限の定める基準点（視点場）を禊橋の中央とし、ここから見る神社の森の背後に建物等が姿を現すことを避けます。

1. 目標（期待される効果）

人吉の歳時記的風景の中でも、伝統行事の舞台となる地区については特に守りたいものです。そのことによって伝統的な風景が保たれ、文化が継承されることとなります。

2. 伝統継承地区を指定する基準

伝統継承地区は以下の全てを満たすものとします。

- 基準① 現在、定期的に伝統行事が行われていること。
- 基準② 伝統行事が行われるコースや範囲が特定できること。
- 基準③ 行事開催時やその準備期間に、市民が街並みの装いを整える活動が行われていること。
- 基準④ 伝統行事が行われる沿道や橋上が市民及び観光客の観覧の場になっていること。

3. 伝統継承地区の指定：おくんち祭り伝統継承地区

上記の基準において特に指定を要する地区としておくんち祭りの神幸行列が行われる範囲を指定します。

4. 方針

以下の2点を景観形成の基本方針とします。

- 方針① のぼり旗や祭りの衣装に用いられる色彩と調和しない色の使用をできる限り控えます。
- 方針② 神幸行列のコース上にある施設は、その形状や色彩が祭りのしきたりや精神性を阻害しないものとします。



のぼり：おくんちカラー

↓ (祭りの風景から抽出したおくんち祭りの色彩)



↓ (使用を控えるべき色として導き出した代表色)



1. 目標（期待される効果）

建築物、工作物等が集積し、又は今後集積する可能性が高い区域のうち、景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道の区域では、特定施設の届出が徹底されることによって、調和のとれた沿道景観が形成されます。

特定施設とは、飲食業、物品販売業又は物品貸付業を営む施設、旅館、カラオケボックス、屋上広告等を指します（詳しくは4-6を参照）

2. 特定施設届出地区を指定する基準

本市において建築物等が集積する可能性が高い区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路の沿道とは、「訪問者が市の中心部に向かう主なルート（ゲートライン）」であることを目安とします。

3. 特定施設届出地区の指定

地区指定にあたっては、市域でこれまで運用されてきた「熊本県景観条例」に配慮し、特定施設届出地区として指定されていた区域については、本計画に移行し、継続して良好な景観形成に努めます。

「熊本県景観条例」により、建築物、工作物等が集積し、又は集積すると予想される区域のうち、景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道区域に定められた地区は、国道219号・221号・県道人吉インター線の指定された区間の内、路端から両側20メートル以内の範囲とします。

まとめ 計画の体系

本章に示した景観政策の基本構成をもとに、次の第4章では地域・地区ごとに、あるいは全市を対象として遵守すべき基準や制度を定めます。そして第5章では、本計画が条例によって根拠づけられこれら基準や制度が運用される段階における行政の支援策を示しています。

下図は以上のことを計画の体系として整理したものです。

